

## 宮城県業務委託検査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮城県が所掌する建設工事に係る設計、調査、計画、測量及び地質等の建設関連業務（以下「業務」という。）の適正な履行を確保するために行う検査業務に関しては、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の2、宮城県財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）第119条、その他別に定めがあるもののほか、検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約執行者 宮城県財務規則第2条第11号に規定する業務の契約執行者をいう。
- (2) 検査職員 契約執行者から検査を命じられた者をいう。
- (3) 受注者 業務の実施に関し、契約執行者と委託契約を締結した者をいう。
- (4) 調査職員 建設関連業務監督規程（令和2年宮城県訓令甲第17号）第3条第1項に規定する者をいう。
- (5) 管理技術者 設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第10条により受注者が定めた者をいう。
- (6) 修補 契約書第32条第5項に規定する修補をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査は、完了検査、指定部分（設計業務等委託契約の際に、契約執行者が設計図書において、業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。）に係る完了検査とする。

- 2 完了検査は、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するために行うものとする。
- 3 指定部分に係る完了検査は、設計図書に定めるところにより、指定部分の業務の完了を確認するために行うものとする。

### (検査職員)

第4条 契約執行者は、業務の内容や検査の種類等を勘案し、1件の検査ごとに検査職員を任命しなければならない。

- 2 検査職員は、別表第1及び別表第2に掲げる職位にある職員をもって充てるものとする。

### (兼職の禁止)

第5条 この要領による検査を行う者は、建設関連業務監督規程（令和2年3月31日宮城県訓令甲第17号）第3条に規定する調査職員（以下「調査職員」という。）と兼ねることはできない。ただし、検査を行うために特別の技術を要するため、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りではない。

(検査の立会い)

第6条 検査は、当該業務の調査職員のうち主任調査員又は調査員の立会いのもとに行うものとする。ただし、調査職員に事故ある場合は、契約執行者が指定した者が立会いできるものとする。

2 検査には、受注者又は管理技術者等を立ち合わせるものとする。

(検査の時期)

第7条 検査は、受注者から業務完了の通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

(検査の基準)

第8条 検査職員は、別に定める「宮城県業務委託検査技術基準」に適合しているか否かを確認し、業務の実施状況、成果品及び品質を検査しなければならないものとする。

(技術審査)

第9条 契約執行者は、着手届受理後、受注者が基本業務に着手し、細部条件等の照査が終了した段階で中間技術審査を行うことができるものとする。

また、完成届受理前に、委託成果品について完成前技術審査を行うことができるものとする。

ただし、技術審査にかわる技術検討委員会等がすでに設置されている場合は、その委員会を以て技術審査と読みかえ、その要領に基づき実施するものとする。

(技術審査者)

第10条 技術審査者は、原則として班長以上の技術職員の中から2名以上選出するものとするが、契約執行者が指定する技術職員の中から審査者を複数名選出することができるものとする。

また、技術審査者は原則として、検査員を兼ねることはできないものとする。

(技術審査事項)

第11条 技術審査者が行う技術審査事項は、下記のとおりとする。

- (1) 基本条件の照査状況の審査
- (2) 細部条件、構造細目の照査状況の審査

(技術審査の立会)

第12条 調査職員のうち主任調査員及び調査員は、技術審査が行われるとき、立ち会わなければならない。

2 受注者の管理技術者等は、技術審査において、資料を提出するとともに照査及び検討状況を説明するため、立ち会わなければならない。

(検査の復命及び結果の措置)

第13条 検査職員は、検査の結果については速やかに、次に掲げる復命書を作成するものとする。

- (1) 完了検査復命書(様式第1号)
- (2) 指定部分に係る完了検査復命書(様式第1号の2)

2 検査職員は、検査の結果、成果品が設計図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、発注者に対して修補指示書(様式第2号)により修補等の指示を行うものとする。ただし、修補等の内容が軽微なときは、口頭でこれを行うことができるものとする。

(技術審査記録)

第14条 技術審査者は、技術審査の完了後様式3号の審査記録を作成し、契約執行者に提出しなければならない。

(再検査)

第15条 検査職員は、受注者から修補完了報告書を受けたときは、再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3条から第14条の規定を準用する。

(業務委託成績の評定)

第16条 検査職員は、第3条2項の完了検査を行ったときは、建設関連業務成績調書作成要領に基づき、業務委託成績の評定を行わなければならない。

(検査職員の心得)

第17条 検査職員は、検査前に予め検査対象となる業務委託に係る契約書、設計図書及びその他関係図書の内容を把握しておかななければならない。

2 検査職員は、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し別に細目を定めることができるものとする。

(その他)

第19条 この要領に基づくものとするが、補償コンサルタント及び工事監理業務等の検査に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、別表第1に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この要領の規定を適用する。

別表第1

本 庁	職
主務課・室	課長，室長，技術副参事，総括課長補佐（技術を担当する職員に限る。），総括技術補佐，技術補佐，技術主幹，技術主任主査，技術主査。ただし，技術主査の職にある職員にあつては，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。

別表第2

地方機関	職 員
地方振興事務所	農業農村整備部，林業振興部及び水産漁港部の技術又は事務を担当する職員（技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。）並びに地域事務所の農業農村整備部及び林業振興部の技術又は事務を担当する職員。ただし，技術主査の職にある職員にあつては，定年前再任用短時間勤務職員に限る。
王城寺原補償工事事務所 港湾事務所	技術又は事務を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし，技術主査の職にある職員にあつては，定年前再任用短時間勤務職員に限る。
土木事務所 ダム総合事務所	技術又は事務を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし，技術主査の職にある職員にあつては，電気若しくは機械を担当する職員又は定年前再任用短時間勤務職員に限る。

様式第1号(第13条関係)

年 月 日			
宮城県知事 殿 (地方機関の長)			
(所 属) (職氏名)			
完了検査復命書  命により出張したところ、その概要は下記のとおりでした。  記			
業務委託番号			
業務委託名			
業務委託場所			
業務委託料		着手年月日	年 月 日
		完了予定年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
受注者			
調査員			
立会者			
業務委託概要			
検査の結果	合格 不合格	指示書の有無	有 無
その他			

様式第1号の2(第13条関係)

年 月 日			
宮城県知事(地方機関の長) 殿			
(所 属)			
(職氏名)			
指定部分に係る完了検査復命書			
命により出張したところ、その概要は下記のとおりでした。			
記			
業務委託番号			
業務委託名			
業務委託場所			
業務委託料	円	着手年月日	年 月 日
指定部分に係る業務委託料	円	完了予定年月日	年 月 日
		指定部分に係る完了予定年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日	指定部分に係る完了年月日	年 月 日
受注者			
調査員			
立会者			
指定部分に係る業務委託概要			
指定部分に係る検査の結果	合格 不合格	指示書の有無	有 無
その他			



様式第3号(第14条関係)

## 技術審査書

技術審査者(職・指名)

審査月日	年 月 日		
業務委託の名称		地区・路線名	
場 所	名	市 町 大字 字 地 村	
契 約 工 期	自 至	年 月 日 年 月 日	委託金額
委 託 内 容			
監督員 (職・氏名)			

[審査結果]

審査意見

